

道路通行支障木（道路にはみ出た木や枝） の適正な管理のお願い

道路に隣接している果樹園等から防風林等樹木の枝がはみ出している
と、交通事故の原因となり大変危険です。これらが原因となり、歩行者
や車両が損傷する事故が発生した場合は、樹木の所有者が賠償責任を問
われることがあります。

■民法七一条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

- 一 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、
その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。
ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がそ
の損害を賠償しなければならない。
- 二 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 三 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負うものがあるときは、
占有者又は所有者は、その者に対して請求権を行使することができる。

■道路法第四三条（道路に関する禁止行為）

- 何人も道路に関し、下に掲げる行為をしてはならない。
- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
 - 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他の道路の構造又は交通に支障
を及ぼすおそれのある行為をすること。

防風林等樹木の適切な管理をお願いします。

道路沿いに果樹園等を所有
している方は、交通事故防止
のためにも樹木の伐採・剪定
等、適切な管理をお願いします。

